

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

一 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（第二条関係）	1
二 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第三条関係）	2

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 一 二十一（略）</p> <p>二十一 法第二十七條第三項の規定による命令（法第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）</p> <p>二十二 一 三十一（略）</p> <p>三十二 旅客自動車運送適正化事業実施機関に関する権限（法第四十三條の二第一項の規定による区域の設定を除く。）</p> <p>三十三（略）</p> <p>2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 一 三三（略）</p> <p>四 法第四十三條の二第一項の規定による区域の設定</p> <p>3・4（略）</p> <p>（報告、検査及び調査に関する権限の委任）</p> <p>第六條 法第九十四條（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。）を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。</p>	<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 一 二十一（略）</p> <p>二十一 法第二十七條第二項の規定による命令（法第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）</p> <p>二十二 一 三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 一 法第八条第一項の規定による緊急調整地域の指定</p> <p>二 一 四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（報告、検査及び調査に関する権限の委任）</p> <p>第六條 法第九十四條（第二項及び第四項を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。</p>

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行				
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十四条第三項及び第</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項並びにタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十四条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	四項（これらの規定を同法第三十五條第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。）
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	